

新潟県条例第2号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
(1)～(3) (略)					(1)～(3) (略)				
(4) 産業労働部関係					(4) 産業労働部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額		対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)					(略)				
4	電気工事士 法施行令第 5条の規定 に基づく電 気工事士免 状の書換え	電気 工事 士免 状書 換え 手数 料		1件につき <u>2,700円</u>	4	電気工事士 法施行令第 5条の規定 に基づく電 気工事士免 状の書換え	電気 工事 士免 状書 換え 手数 料		1件につき <u>2,100円</u>
(略)					(略)				
(4)の2～(9) (略)					(4)の2～(9) (略)				

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。